用語集

用語集

【あ行】

● Aターン

秋田県へのUターン・Iターン・Jターンの総称で、秋田県出身の方もそれ以外の方も、 みんな秋田にきて秋田に住んでくださいという願いを込めた言葉。

● インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路や橋梁、公園・緑地、上下水道、水路等の社会基盤施設のこと。

NPO

NonprofitOrganization または Not-for-ProfitOrganization の略で、非営利での社会 貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

【か行】

● 街区

市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路 その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域のこと。

● 街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 0.25ha を標準とする。

● 開発行為

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

● 既存ストック

市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等のインフラ施設、または 学校・病院・住宅等の建築物。

● 急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条)

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が 30 度以上の土地)で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、崩壊を助長・誘発する一定の行為を制限された区域。

● 狭あい道路

幅員が4m未満の狭い道路。

● 公共交通不便地域

鉄道駅やバスの停留所から距離がある、公共交通の利用が不便な地域。本計画では、鉄道駅から800m (徒歩約12分)、かつバスの停留所から300m (徒歩約5分)以上にある範囲と定義した。

● 工業地域

都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない地域。

● 工業専用地域

都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建築 はできない地域。

● 高次都市機能

行政、教育、商業、文化、情報、交通、レジャー等、各分野において良質なサービスを 提供する施設を指し、市域だけでなく、広域的に影響力のある機能のこと。

● 交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバス、バスからバス等の乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。

● 公的不動産

地方公共団体が所有する公共施設や公有地等の不動産。

●コミュニティ

地域共同体または地域共同社会。共同生活が行われる一定の地域社会。

●コミュニティバス

地域内の交通不便者の足の確保と利便性向上等のために、市町村等が主体となって、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停の位置等を工夫した運行サービスのこと。狭義には、乗合バスによる運行を意味するが、広義には、自家用車による市町村運営有償運送まで含める場合もある。

【さ行】

● 市街化調整区域

(都市計画法第7条)

豊かな自然環境や農地等を守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、市街化を抑制する区域。

• CCRC

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの。

● 準工業地域

都市計画法による用途地域の1つで、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域。なお、住宅や商店等、さまざまな用途の建物が建てられる。

● 人口集中地区(DID)

人口密度が 4,000 人/km²以上の地区が互いに隣接し、それらの人口の合計が 5,000 人以上となる地区。

● 浸水想定区域

河川計画上想定している計画降雨が発生した場合に、浸水被害が想定される区域を示した地図。ハザードマップの基礎資料として活用される。

【た行】

DMO

DestinationManagement/MarketingOrganization の略で、旅行者の目的地となる地域が一体となって観光をマネジメントする目的で形成される組織体のこと。

● 地域包括支援センター

公正・中立な立場から、(1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止等の権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援、(4)介護予防ケアマネジメントといった4つの機能を担う地域の中核機関。

● 地域間幹線バス系統

一般的には地域間(複数市町村間)にまたがるバス系統等のことを指すが、狭義では「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる幹線バスネットワークを示す。「地域公共交通確保維持改善事業」の中では、計画運行回数や輸送量が一定量を上回り、かつ、経営赤字が見込まれること等の要件が定められている。

● 地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとしての役割を果たすもの。本市では2018(平成30)年3月に策定。

● 地域内フィーダー系統

一般的には幹線(地域間幹線バス系統や鉄道等)と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバス・乗合タクシー等を指すが、狭義では「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス・デマンド交通等を示す。「地域公共交通確保維持改善事業」の中では、補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するものであることや、幹線バスの交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること等の要件が定められている。

● 地域連携 DMO

複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織。

● 小さな拠点

小学校区等、複数の集落が集まる地域において、商店・診療所等の生活サービスや地域 活動を徒歩圏内に集めて拠点とし、各集落とコミュニティバス等で結ぶ集落再生の取り組 み。

● 地区計画

良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園等の配置・ 規模や建築物の用途・敷地・形態等について住民らの意向を反映しながら計画を定め、土 地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度。

● デマンド方式

「デマンド」とは要望のことで、乗合から事前に連絡(予約)を受けて、基本となる路線以外の停留所に立ち寄ったり、運行を開始したりする等、乗客の要望を運行に反映できる運行形態をいう。

● 特別用途地区

(都市計画法第9条)

特定の用途の利便の増進や環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域を補 完し、地区の特性や課題に応じて建築物の用途の規制の強化や緩和を行う地区。

● 都市機能

都市における居住や生産活動等を支えるための各種の機能のことで、例えば、市役所等の行政機能、スーパーマーケット等の商業機能、病院等の医療機能、老人デイサービスセンター等の介護福祉機能等の都市的な機能のこと。

● 都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

● 都市再生特別措置法

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため 2002 (平成 14) 年に定められた法律。民間による都市開発や市街地の整備に関する事業への金融支援等を規定する。

● 都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の中の道路をいう。都市計画道路は、高速道路等の自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があり、都市計画で種別と構造等を定めるものとされている。

● 都市構造

土地利用、交通体系等の状況を踏まえ、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、都市の姿を分かりやすく描いたもの。

● 都市のスポンジ化

都市において、空き地・空き家等が時間的・空間的にランダムに発生する様子。生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力の低下等につながると懸念される。

● 土砂災害警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条) 土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) に基づいて、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または、身体に危害を生ずるおそれ があると指定された区域。

● 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条) 土砂災害警戒区域において、土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ、住民等の 生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると指定された区域。

● 土地区画整理事業

良好な市街地をつくり出すために地区内の土地所有者がそれぞれの土地の一部を提供 (減歩)し、それを道路や公園等の新たな公共用地等として活用し、土地利用の増進を図 るために行う事業。

【は行】

● ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

● バリアフリー

身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じるハンディキャップがない状態。

• PFI

社会資本の整備や公共サービスの提供において、民間の資金やノウハウを導入する方式。 1999 (平成 11) 年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する 法律」(通称PFI法) が成立した。

● PDCAサイクル

企業等が行う一連の活動を、それぞれ Plan (計画) — Do (行動) — Check (確認) - Action (修正) (= P D C A) という観点から管理するフレームワーク。

● 百花繚乱作戦

本市で独自に実施しているふるさとキャリア教育により、それぞれの地域における特色を生かした各小・中学校独自の取り組み。

● 保安林

災害から国土を守り、良質で豊富な水資源をかん養し快適な生活環境と良好な自然環境の保全等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣、知事が指定し、一定の制限が課せられている森林で、水源かん養、土砂流出防備等17種類がある。

● ポケットパーク

都市環境を良好にするため、休憩施設等を設置した道路敷地内等のわずかなスペース。

【ま行】

● マーケットサウンディング

PPP事業(官民がパートナーを組んで行う事業)を円滑に行う目的で、当該事業の実施前に公共が対象事業について民間からの意見聴取・意見交換を行うこと。

● まちなか居住

中心市街地等、利便性の高いエリアに居住すること。

【や行】

● 誘導施設

居住者の福祉や利便性を増進する機能を持った施設のうち、特に誘導の必要性が高い施設として立地適正化計画で定める施設。

● ユニバーサルデザイン

ユニバーサル (普遍的な、全体の) なデザインのことであり、全ての人のためのデザインのこと。年齢や障害の有無等に関わらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

● 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される 12 種類の都市計画の総称。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ペい率等の制限が定められている。

【ら行】

● リノベーション

古くなった空き家や空き店舗、空きビル等に手を加え、住む人の暮らしや利用する人に合わせた形へと創りかえること。

● 歴史まちづくり

祭礼や民俗芸能、伝統文化、神社や仏閣等の歴史上価値の高い建造物、天然記念物である秋田犬等、誇るべき財産が多数存在することを踏まえ、「市民が誇りを持てるようなまちづくり」を実現するために、先人から引き継いできた歴史的風致の維持向上を図る取り組み。

【わ行】

● ワークショップ

参加者が情報を共有し、主体的に意見を出し合いながら、地域の将来等について考えや 気付きを共有する手法。まちづくりにおける住民参加の手法の1つ。

